

## 第1回行政評価機能強化検討会

平成22年2月17日

【階政務官】 それでは、時間になりましたので、ただ今から第1回行政評価機能強化検討会を開催いたします。本会議の議事進行は、私、総務大臣政務官の階が務めさせていただきます。今日は、予算委員会の途中審議が中断しておりました関係で、まだ政務三役が全員そろっておりませんが、後ほど大臣もお見えになるということになっております。

改めまして、会議の構成員をご紹介しますと思います。原口一博総務大臣、渡辺周総務副大臣、内藤正光総務副大臣、長谷川憲正総務大臣政務官は、今、在席しておりませんが、後ほど来られます。

そして、小川純也総務大臣政務官でございます。

逢坂誠二内閣総理大臣補佐官も後ほど来られます。

そして、亀井久興総務省顧問でございます。

【亀井顧問】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 郷原信郎総務省顧問でございます。

【郷原顧問】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 福武總一郎総務省顧問でございます。

【福武顧問】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 保坂展人総務省顧問でございます。

【保坂顧問】 よろしくお願ひします。

【階政務官】 水島広子総務省顧問でございます。

【水島顧問】 よろしくお願ひします。

【階政務官】 八代英太総務省顧問でございます。

【八代顧問】 どうもご苦労さまです。

【階政務官】 岡素之委員でございます。

【岡委員】 よろしくお願ひします。

【階政務官】 金本良嗣委員でございます。

【金本委員】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 富田俊基委員でございます。

【富田委員】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 樫谷隆夫委員でございます。

【榎谷委員】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 田中弥生委員でございます。

【田中委員】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 田辺国昭委員でございます。

【田辺委員】 よろしくお願いいたします。

【階政務官】 また、本日都合によりご欠席でございますが、宮本太郎総務省顧問、山崎養世総務省顧問、今川晃委員及び楠茂樹委員にもご参加いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

それでは、議事次第に沿って議事を進行させていただきます。まず、本検討会の開催に当たりまして、本来であれば総務大臣からごあいさつということになっておりますが、後ほど来られたときにあいさつをさせていただきます。それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。本検討会の目的、運営についてでございます。

本検討会の目的は、本年1月に公表しました「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」に沿った改善方策の検討、推進を図るに当たって、有識者の意見を聴取するものでございます。構成員は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

次に、本検討会の運営についてですが、本検討会はマスコミフルオープンとして公開します。資料につきましては、終了後速やかに公表いたします。議事要旨につきましては、事務局において速やかに作成し、公表したいと思います。また、議事録につきましては、皆様のご確認をいただいた上で、ご発言された方のお名前を明記して公表させていただきたいと思います。いずれも、総務省のホームページにおいて公表したいと思います。

以上、議事の公開方法について説明させていただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、異議なしということで、以上のような取り扱いとさせていただきます。

では、議題に入ります。まず議題1では、「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」に沿って検討しています機能強化方策についてご説明した後、皆様からご議論いただきたいと思います。それを踏まえまして議題2では、行政評価局が自ら実施する調査の平成22年度テーマ案についてご説明した後、皆様から忌憚のないご議論をいただきたいと思います。

以上、2段階の構成になっております。いずれの議題につきましても、本日のご議論を踏まえて、年度末の「行政評価等プログラム」に盛り込むことを予定しております。

それでは、行政評価局長より、議題1の機能強化方策につきまして説明をお願いします。

【田中行政評価局長】 行政評価局長でございます。座らせていただきまして、早速お手元配付の関係資料をご紹介します。ご説明に入らせていただきます。

先ほど階政務官のご説明で資料1をご覧くださいましたが、各資料とも右上に枠組みで資料番

号が振ってございます。お手元には資料7まで置かせていただいております。

そこで、資料3をご覧いただきたいと思います。タイトルが「行政評価機能の抜本的強化に向けた検討資料」となっております。これが大臣から公表していただきましたビジョンに沿って検討したもので、本日のご議論に付する強化方策案本体でございます。この資料を中心にご説明させていただきます。

次に、資料4「資料編1（全体的事項）」をおめくりいただきまして、3ページをご覧ください。3ページは、政権交代以降の行政評価局の主要業務の状況につきまして、本日ご議論いただく機能別にお示ししたものでございます。それから、4ページは、行政評価局が直接行う調査で、現在推進中の個別テーマの実施状況をお示ししてございます。次の5ページには、組織全体の体制の概略図を載せてあります。この資料につきましては、当局の実務の状況のご理解のため、ご議論の際、横に置いてご参照いただければと思います。

資料3の1ページをご覧ください。「機能強化の基本的考え方」ということで整理しております。最初の「○」にいろいろ書いてございますが、要するに今回、各方面のご指摘、ご批判を踏まえ、私どもといたしましては、行政に対する国民の信頼回復に資するよう機能強化を図って、あわせて政府全体のレビュー機能の質の向上を図ってまいりたいという趣旨でございます。

それで、2つ目の「○」のところでございますが、大づかみに機能強化の方向性をあらかじめ申し上げておきます。①でございますけれども、各省が行っております政策評価につきましては、情報公開を徹底しつつ真に役立つ機能への重点化を図る。あわせて、総務省で行っております各省庁の政策評価のチェックの作業も重点化を図ってまいりたい。それから②が、行政評価局が直接行います調査につきましては、その特性を活かし戦略的に拡充し、実施に当たりましては、大臣がよく強調されておりましたけれども、公開度合いであるとか説明度合い、説明責任といったものを重視する。これらを図ることによりまして、内閣を支援する機能として強化を図ってまいりたいということでございます。

ご覧いただいているすぐ下に※印で書いてございますが、現実問題として、体制の制約の問題に触れざるを得ません。すなわち、現在、本省・出先機関全体の定員の約半分が年金記録確認の仕事に従事いたしておまして、この業務自体早く目途をつけるということを私どもはいろいろ検討しておりますけれども、以下の強化方策推進に当たりましては、体制についていろいろな工夫をとりながら行っていく必要があると考えております。

段取りの話になりますけれども、枠囲いの一番下にちょっと薄い字で書いてございますが、以下の強化方策のうち、政策評価に関する基本的事項につきましては、政策評価・独立行政法人評価委員会への必要的付議事項とされておりますので、別途、同委員会でもご議論いただくことになっております。

2 ページが、行政評価機能の全体像を整理したものでございまして、以下のページで機能ごとに強化方策を盛り込んでおるところでございます。枠囲いの一番下をご覧いただきたいんですが、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制であるとか法制度につきましては、今回の強化方策を実施に移しつつ、中期的課題ということで引き続き検討してまいりたいと整理しております。

まず、3 ページの政策評価推進機能でございます。これも資料の紹介的なことですが、3 ページの右下あたりに「総務省行政評価局」という文字がございます。その横に薄い字で「資料編 2 P. 2」とございます。以下、このような表示があちこちに出てまいりますけれども、資料 5「資料編 2（各機能関係）」の該当ページを表示してございまして、一連の関係資料を入れてございしますので、ご参考いただければと思います。

この機能につきましては、各省において質の高い政策評価を行っていただきますように、私も政策評価法を所管する立場から実施の枠組み、手続、段取りを定めまして、その推進を図るといふ仕事、それから、各省がやりました政策評価をチェックするといふ仕事が盛り込まれております。

その強化方策でございますが、4 ページ目でございます。ここでは 5 つほど強化方策を準備しておりますけれども、このうち 1 番目から 3 番目までは各省が行う政策評価の枠組みの問題でございます。まず 1 番目が、情報公開に関する新たなガイドラインを策定いたしまして、①公表すべき情報の種類、内容及び範囲や公表の方法、②各府省の政策評価に関する会議を含めた取り組み過程の公開ルール、これらの明確化を図ってまいりたいと考えております。

それから、2 番目でございますが、現在、国家戦略室で導入について検討中でございます、政策達成目標明示制度が導入された場合の達成目標と整合するよう、各府省が行います政策評価の対象政策を設定していくといふことで、この制度との連携を図っていくことを考えております。

5 ページでございますが、政策評価の事前評価につきましては、政策評価法に基づきまして、現在、政令で研究開発以下 4 分野につきまして事前評価の義務付けが行われておりますが、これに新たに租税特別措置を追加するといふことを考えております。

それから 4 番目は、各府省がやった政策評価を総務省がチェックするといふ機能でございますが、点検対象を予算編成に役立つものに重点化してまいりたいといふことを考えております。

次に、行政評価局が直接行う調査機能についてでございます。7 ページには、私どもが行います標準的な調査の実施の流れをお示ししております。ここで標準的と申しておりますのは、私どもが当省の出先機関を使い、全国的な実地調査を行って、個別事例の積み上げから確証を得て問題点を把握し、所見をぶつけるというものでございまして、最近では雇用保険の二事業の問題、あるいは道路橋の問題のような調査をさせていただいております。

フロー図でご覧いただけますように、テーマ選定後に事前準備等の作業を行いまして、調査の実施を行い、現地調査等を経て勧告に至る。標準的なもので、おおむね1年程度で結果公表に至るということでやらせていただいております。

この機能についての強化方策は、8ページでございます。4つ目に記載してございますが、総務省設置法上、私どもの所見の推進のために必要な場合には、内閣総理大臣に対し意見を具申するという権限をいただいております。この規定を念頭に置き、その行使も視野に入れまして、ここにいろいろ書かせていただいております。要は政治主導で調査を実施し、所見を出し、それを実行あらしめるフォローアップをいたしたいということでございます。

それから、下の枠囲いでございますけれども、ここでは機能の多様化ということ論じております。多様化と申しますのは、先ほど申し上げました標準的な調査ということを我々はずっとやってきたわけですが、これにいろいろな格好での調査をやりたいということでございます。例えば、最初の「○」をご覧くださいますと、昨年の秋に大臣のご指示で契約の競争性確保のための調査をいたしました。緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、チームを作って調査を積極的にやってまいりたい。また、下の2つでございますけれども、年金業務、あるいは年金運用独法（GPIF）は現在やっておるものでございますが、いわば常時監視活動という格好での活動を行ってまいりたいということを考えております。

次のページが、行政相談機能についてでございます。行政相談機能は、総務大臣が委嘱いたします民間の方々のいわばボランティアとして、行政相談委員という制度がございます。この行政相談委員の方々のご協力をいただきながら、国に対する苦情や意見、要望を年間17万件ぐらい受け付け、これらについて関係行政機関等へのあっせんを行っております。これにつきましては、10ページでございますが、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化を図るということを考えております。

最後に、11ページの独立行政法人評価機能でございます。この機能は、独立行政法人通則法の規定に基づきまして、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の権限でもって実施していただいております。今後の取り組みといたしましては、まず、12ページの3つ目の「○」でございますけれども、現在、行政刷新会議におきまして独立行政法人の抜本的な見直し、あるいはマネジメント改革についての検討がなされておりますので、これと連携を図っていくということです。

また、独立行政法人通則法で定められておりますルーチンの仕事は、1つ目と2つ目の「○」でございますけれども、2つの仕事がございます。1つが中期目標期間終了時の業務の見直し。21年度につきましては7法人について評価を実施いたしました。22年度につきましては43法人を考えております。それからもう一つが、毎年度、全法人を対象に実施しております業務実績の二

次評価でございます。これにつきましては、2つ目の「○」でございますように、22年度に行うものの重要視点といたしまして、1つには大臣のご指示でございますけれども、保有資産の見直しの観点、それからもう1つは、内部統制の充実・強化の観点を重要視点として盛り込むということをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

**【階政務官】** 今、行政評価局には4つの機能があるわけです。政策評価の推進機能、「行政評価局調査」機能、行政相談機能、独立行政法人評価機能という4つの機能について、それぞれの機能強化策をご説明申し上げました。それから、配付されている資料の中に、本日欠席の今川委員、楠委員、山崎顧問からの意見書も配付させていただいておりますので、後でご覧になっていただければと思います。

それでは、皆様からご発言よろしく願いいたします。

**【樫谷委員】** 今、4つの機能のご説明をいただいたんですが、4つの重要な機能があるとともに、その機能間の連携が極めて大事なのかなと思うんです。例えば、政策評価推進機能と調査、独法の評価と調査というものも全部絡んでくると思うんです。行政相談機能もそうかもしれません。そういう4つの機能の連携はどう行われているのか、ご説明いただきたいと思います。

**【田中行政評価局長】** 重要なご指摘だと思っております。各機能の連携を図る、もう一つは、他の政府部内のレビュー機能との連携を図るということもございますけれども、私どもが持っております機能につきましても、今回の強化方策の検討の中で重要な視点だと思っております。

今、いろいろなことを考えておるわけでございますけれども、例えば行政相談につきましては、行政相談を端緒とした行政評価局調査を実施するということであるとか、あるいは各機能がいろいろな視点で使えるようにということで、先ほど7ページ、8ページで常時監視活動と申しましたが、これは対象課題についていろいろな機能を持ち寄ってやろうじゃないかという考え方で取り組むことを考えております。

その他いろいろな論点があろうと思っておりますが、誠に重要なご指摘です。決して縦割りがきつい組織ではないんですけれども、なかなか専門分野が違うこともあって、実務的にはいろいろな仕掛けが必要だと思っております。そこはよく心得てやりたいと考えています。

**【岡委員】** このタイミングでもう一度、行政評価の機能強化、あるいは機能の高度化を進めていくということは、大変時宜を得たものだと思います。私は、政策評価・独立行政法人評価委員会の委員長という立場でもありますが、今日ここにご出席のお二人の先生の分科会、あるいはワーキンググループの皆様も大変な情熱を持ってその任に当たっておられ、本当に頭が下がる思いを強く感じております。

今日、局長からご説明があったところでも随所に政策評価・独立行政法人評価委員会との接点

の部分がございますので、私どもとしては大いに尽力し、協力していきたいと思っております。

2つばかり意見を申し上げたいと思います。1つは、この資料でも触れてはいますが、行政評価の究極的目的は、行政の質の更なる向上ということに尽きるわけですが、最近、府省の共通の分野であって、複数の省で行われている案件がどんどん増えてきていると思います。これはやはり時代の要請だと思います。既に一部の分野においては、省庁をまたがった横断的なプロジェクトチームをつくって動き出しています。例えば、観光立国のための観光立国推進本部は、渡辺副大臣もメンバーだと伺っておりますけれども、そのようなものがどんどんできています。

逆に、そういうプロジェクトチームをもっと作るような働きかけをどこかがすべきなんだろうと思います。それはここでやるのか、あるいは国家戦略局の話になるのか分かりませんが、政府全体としては共通の分野のテーマを省庁横断的なプロジェクトチームを作って強力に進めていく。これが行政の質の更なる向上に必ずつながっていくのだと思います。同時に、そういったものができたときには、そのプロジェクトチームを評価するチームが評価側にも必要なのかという思いがいたしますので、プロジェクトチームとその評価をするチームを作ることが一つ考えられるのではないかと思います。これが第1点です。

それから2点目は、私ども民間企業とよく重ねて考えるのですが、評価をするところが現場でやっているところに対していろいろな評価をすることは、現場の作業なり現場の行政の質の向上を図る上で大変必要だということ、効果的だということは論を俟たないわけですが、もう一つ、現場が達成感を感じて生き生きと活躍するような状態にするということも大変重要でございます。私ども企業ではむしろそこに企業の成長がかかっているといえます。即ち、組織なら組織がやったことに対して、これができた、あれができなかったという評価も、それによって改善していくわけですから必要なんですけども、同時に現場でやっている、前線で活躍している一人一人のやる気、モラルアップといえますか、意識改革といえますか、そういったことが大変重要であると感じております。多くの企業がそのように感じていると思います。

したがって、行政の世界でも、どうしたら現場の一人一人がもっとモラルを高めて、達成感を感じられるような状態に持っていくのかということも考える必要があるのではないかと思います。これは、この会のテーマなのか、ちょっとずれているのか、補完的なのか分かりませんが、大変重要な視点であることは間違いないと思います。具体的にどうしたらいいのかというと、我々企業の場合には、経営陣が経営の方針なり戦略なりを直接現場の人間と対話して、彼らによりモラルアップしてもらい、やる気を増してもらいような努力をしております。

それをそのまま置き換えて、各省の政務三役が経営陣とするならば、そこが直接現場の方々と対話をして、彼らのモラルをアップするように努力することが必要なのかなという思いがしてい

ます。まさに政治が主導で良いのですが、同時にリーダーシップも発揮していただきたいと思えます。そこには政官連携みたいなものも必要なかと思えます。モラルを高めた上で、やっていただいたことに対して評価し、そして行政の更なる質の向上を目指していくというサイクルが必要で、これもこの会がやるべきなのか、別のところでやるべきなのかよく分かりませんが、ただ、その視点は絶対に重要であるということだけは申し上げたいと思えます。

【階政務官】 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。単にここはダメだとか言っているだけでは、現場もやる気が出ないと思えますので、その点について行政評価局がどう貢献できるかというのも考えさせていただきたいと思えます。

【郷原顧問】 今、岡委員がおっしゃった省庁横断的な取り組みというのは、非常に重要なことだと思います。そういう取り組みをする際に、その前提として、そもそもその事項が、ある省庁のある部局の所管になっていること自体が実態に合わない、非常に非効率で目的達成が困難な状況に置かれているという問題があると、カバーしようがないというか、問題自体が出てこないということになりかねない。そういったところこそ、行政評価という形で重点的に調査の対象にしていくべきではないかと思えます。

その一例として、エレベーターの安全の問題をお話ししたいと思うのですが、2006年に港区でエレベーター事故が起きて、非常に悲惨な犠牲者が出た。あの事故に関しては、警察による事故原因の究明がなかなか行われなくて、そのためにずっと行政の対応が遅れてしまって、エレベーターの安全対策が遅れたということが既に問題になっているんですが、より根本的な問題として、そもそもエレベーターというのは、建築基準法の枠組みの中で、国交省の住宅局建築指導課などという部署で所管することに適しているのかという問題があると思えます。

建築基準法は、階段とかドアという構造物をいかに安全に造るかということには向いていますけれども、エレベーターのような高度なメカトロニクス機器をどうやって安全に設置して、どうやって維持管理していくのかということには全く向いていません。しかも、そういったことに関する専門知識を持った要員は、ほとんど国交省の住宅局にはいない。2年ぐらいでどんどん入れかわってしまう。結局、そういったことが国際的な安全基準を実現する上でもマイナスになり、事故原因の調査に関しても当事者意識を欠いてしまうことにつながる。

こういう問題を根本的に解決しようと思えば、建築基準法という枠組みの中にエレベーターの問題が入っていること自体を見直さないといけない。そういうことはどこも言い出さないんです。むしろ、人を運搬する機器という面では国交省の乗り物を所管する部門の問題かもしれませんが、メカトロニクス機器という面では経産省の所管のほうが適当なのかもしれない。エレベーターの安全を実現するためにどこの省庁が担当すべきなのか、改めて根本的に見直さないといけないという問題が、まずエレベーターの問題だと思います。

同じような改めて検討すべき問題がたくさんあるのではないか。従来のような、個別の問題を個別の省庁の個別の部署がどう効率的にやっているのかという観点だけではなくて、そもそもどういう行政の組織でどういう対応をすべきなのか見直すということも含めてやっていただきたいと思います。

**【亀井顧問】** 全然違った視点からの意見ですけれども、行政というのは、当然のことながら国民の税金を使ってやっておるわけですね。地方自治体は国税、地方税両方を使ってやりますけれども。だから、言ってみれば税金の使い方ということになってくるわけで、行政評価の結果が次の予算編成に反映されてこなければ、やる意味もないと私は思うんです。だから、常に無駄な使い方をしている、また、十分な評価が出てこないという分野の予算は、削られるなり無くされなければ評価した意味がない。

今、財政が非常に苦しい中で、予算編成も精一杯やっておられるということなんですが、例えば「コンクリートから人へ」という話で、公共事業予算をとにかく減らしていこうという流れになっている。

しかし、公共事業そのものが決して悪ではないわけで、公共投資を怠って国が発展するはずはないわけですから、堂々と必要な公共投資は戦略的、重点的にやるべき。それを怠っているから、日本の総合的な国力がどんどん落ちて魅力のない国になってきて、アジアにおいても日本は非常に落ち込んできているということにつながってきているので、空港であるとか港湾の重点的な整備は、当然戦略的にやるべきである。それをやらないから仁川空港にどんどん拠点空港をとられたり、東アジアの港に全部拠点が移ってしまったりということになっているわけです。

私は、戦略的な公共投資は必要だという視点は政治の意思だと思いますけれども、それを具体的に実行していくというときに、もちろん無駄なことはやめなくてははいけません、やはり公共事業が悪いのではなくて、やり方にもっとメスを入れるべきだと思うんです。

例えば、国交省所管のもの、農水省所管のものなどがありますけれども、国交省で道路予算が10億円なら10億円つく、地元としてはこの道路をやってくれるんだと思って喜んでいる。ところが、実際に工事に使われるお金は10億円そのものではなくて、途中でどんどん抜かれていくわけです。測量会社があつたり、コンサル会社があつたり、自動的にそういうところにとられてしまって、実際に工事に充てられるお金はそのうちの5割とか6割ぐらいになってしまう。そういう仕組みがあることによって、なけなしの公共事業予算がますます意味のないものになってしまうということがあるわけです。そういうところはどこが見ていくんですか。国交省の行政評価とか農水省の行政評価でやっていくのか、それともこの政策評価・独立行政法人評価委員会で直接やっていくのか、その辺の整理がどうなっているのか教えていただきたい。

**【階政務官】** 私も関連した問題意識を持ってしまして、資料5の3ページあたりに「政策評

価結果の平成22年度予算要求等への反映状況」ということで、亀井顧問がおっしゃったような、政策評価結果を予算に反映させるという取り組みはしているんですが、今回の予算でいくと、私に言わせれば、998億円程度でとどまっていると思います。もっとできるのではないかと思うんですけれども、局長、この取り組みについて、これが限界だとか、もっとやれる余地があるとかありませんか。

【田中行政評価局長】 亀井先生のご指摘の点は、1つは政策評価の中で公共事業自体は事前評価の義務付けがなされているというのがございまして、その評価についてはいろいろな手法で取り組んでいて、その効果測定は我々が力を入れていかなければならない分野だと思っています。それから、事業の重複、あるいは仕事のやり方、もっと効率のよいやり方はないかとかいうのは、私ども行政評価局の非常に重要な視点だと思っています。

また、歳出削減額との関係でのご議論がございましたけれども、この重点化を図って、いろいろと仕事の設計をしていく中でどういうことになるのか、これからの問題だと思っています。冒頭申し上げましたように、政策評価の今後行くべき道筋として、やはり予算への反映に重点化を図っていく方向を考えておりますので、今のご指摘を心得てもっと考えていきたいと思っています。

【保坂顧問】 資料6の1ページに、平成22年度で防衛省の調達に関してこれからやるという予定がございしますが、防衛省の調達というのは数々の事件が起きて、その度に内部改革、いろいろな報告が相次いで、最後には守屋さんの事件にもつながっていく。今日的にもまだ問題があるだろうという問題意識だと思うんですが、総務省の行政評価局として、これだけ長い期間、防衛省の調達という問題が言われつつ、どんな役割を実際に果たせたのか。

つまり、今気がつくというのはあり得ないと思いますので、これからの新しい行政評価のあり方を考えるときに、過去こういった予算が非常にジャブジャブ無駄になっているという件について、行政評価局としては何ができて、何ができなかったのか、できなかったのはなぜなのかというあたりの率直なところを聞かせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【田中行政評価局長】 誠に耳の痛いご指摘でございまして。今回の一連の検討は、まさに役立っていないから機能強化を図るということだと思っております。役立つようにしたいと思うわけでございますけれども、防衛庁の調達問題で、ご指摘いただいた資料につきましては、むしろこの会でのご議論の結果として選ぼうと考えてございまして、とりあえず私どもが現段階で勉強しているものということでございまして。その中でも触れておりますけれども、防衛庁の調達業務は実は何回もやってきておりました。一方で、できるだけ全省庁の広い行政分野にバランスよく調査をかけようという視点とともに、今おっしゃったように繰り返し起こる事柄については、シリーズものでやるといった工夫でやってきております。

体制の制約等ありまして、そんなに毎年ずっとできるわけではございませんが、資料6の12ペ

ージに「過去の勧告等」とございますが、このときは実はシリーズものでやっております、平成11年に調達実施本部、平成12年1月に防衛庁の陸上自衛隊を中心とした勧告、次の13ページには防衛施設庁の関係でやっております。その結果がああいうことだということにつきましては、そのときの私どもの指摘が足りなかったのかどうかという明確な分析をいたしているわけではございませんが、いずれにせよ、私どもはその種の調査をやっておったということは間違いございません。年金問題も然りでございます。

【渡辺副大臣】 今の件で、例えば防衛省がこれは防衛調達装備品の問題だから、極めてシークレットな話なので協力できない、あるいはお答えできないということで、要は協力されないとということがあったのですか。どうしても僕らが防衛省をやると、ここから先は防衛機密に属する事項なのでお答えは差し控えるとかいって、結局各論に入っていくんですか。

【田中行政評価局長】 当時の担当者がここにおりませんので、正確なお答えではないかもしれませんが、まず行政評価局の調査対象について、なじむもの、なじまないものは現実にございます。例えば自衛隊の作戦行動を例にとりますと、これが本当に適切かどうか評価することは通常やっていない、あるいは権限的にそういうのはやらないという整理はしております。

ただ、ご指摘のこの調査について申し上げますと、調査項目でご覧いただけますように、手続の問題、契約の仕方であるとか、場合によっては防衛秘密の関係で一部黒塗りで資料が出てくることはあったかもしれませんが、この種の問題で、今おっしゃったような防衛の秘密云々で調査の根本が揺らぐような話は、私は承知しておりません。

【渡辺副大臣】 何でこういうことを言ったかということ、私も安全保障の委員会などでやりますと、金額が出ることによって大体装備品のボリュームが分かるとか、専門家が見ればどういう防衛装備品が購入されて、どう配備されているかある程度分かるとか、嘘か本当か分からないことを言うわけです。そうやって結局、藪の中に入ってしまうんですけれども、そういう意味で、行政評価局が何らかの形でいこうとしても、どうしてもそういう壁があつてできないことはあったのかどうかということが聞きたかったんです。それを盾にすると、防衛省は何でも答えなくていいことになってしまうんです。

【保坂顧問】 ちょっといいですか。それに加えて、調達品で似たような不祥事案が起こる度に逮捕者が出たり、新聞の紙面を賑わせる。行政評価局としても、勧告はこれだけ積み上げているにもかかわらず、また起きてしまうというイタチごっこ的なことがあったと思います。

行政評価局の勧告をどれだけ聞き入れたのか、どう実施しているのかチェックしたり、その様子を見たりという部分まではできなかったのか。つまり、あまり役に立たなかったと一括りに言わないで、これを役に立つものにするためには、どこの部分でもう一押し必要なんだというところをもうちょっと明確にお願いしたいと思います。

【田中行政評価局長】 私どもが行います行政評価・監視につきましては、所見としての勧告を出しまして、手続上は勧告を出した半年後に回答をいただくことになっております。また、その1年後にその後の改善状況ということで、勧告事項がどう実現されたかチェックいたしまして、フォローアップを図っております。その限りでは、当方が言って守らなかったということは基本的にないと思います。

ただ、一方でご批判を受けるのは、相手が受け取れる範囲しか言っていないのではないかと、いう論点がございまして、私の立場から申しますと、それは権限が弱いとか向こうが抵抗するということではなくて、私どもの調査の質でもってどれだけ切り込めるかという問題ではないかと心得ています。

【岡委員】 関連ですけれども、今のやりとりを聞いていまして、ルール違反だとかコンプライアンス違反をなくすのは評価だけでは無理だと私は思います。先ほども言いましたが、政務三役が、自分の省庁の一人一人に対してコンプライアンスの重要性を訴えていくということがどれだけ確保されていたのか分かりませんが、多分十分ではなかったのではないかと思います。

したがって、政権が代わって政治主導でやっていくという大方針なので、現場の一人一人の意識改革、モラルアップ、コンプライアンスを守るんだということを徹底させるために、省、あるいは政府を挙げてルール違反、コンプライアンス違反はしないということを政治が率先垂範してやっていくしかないと思います。ルールを作ってもループホールができてしまいますから、むしろ一人一人のマインドの問題を大切に、それを上からきちんと指導していく、率先垂範でやっていくということは、民間企業の場合でも大変重要です。

【福武顧問】 今回の機能強化の基本的な考え方は、冒頭にもありましたように、簡素で効果的な質の高い行政の実現ということと理解しています。また、既にお話がありましたように、今回の新政権はそれを政治主導でやっていくんだということです。ついては、まず全体の結果を確認した後、Plan、Do、Check、Actionの回路をきっちり回すことが重要です。そのチェックを政治主導で行うにあたっては、常に全体を見ながら優先順位をつける点、今までより相当強化していかなければならないと思います。それは、先ほど岡委員がおっしゃった方向で取り組んでいただきたいと私も思います。

それから、全体を見る場合に、政策が重複をしていないか、効率的であるかどうかということも重要な視点です。個々の省庁、あるいは独立行政法人がうまくいっているかだけではなく、全体を見ながら重複などの有無を見ることが、今後は非常に大切だと思っています。ですから、全体をどうやって見ていくのか、そして、優先順位とか重複をどういう視点で見るとかということは、もう少しきちんと議論してもいいのかなと思いました。

加えて、量的な結果と質的な結果をどういう具合に判断するのか、評価基準のあり方をどうや

って決めるのかということも、PDCAを回しつつ、議論を詰めていく必要があると思います。

また、評価のフィードバックに関しては、先ほどのご説明ではおおむね1年ということですから、翌年度の予算には当然反映できないわけです。翌々年になるわけです。そのあたりはそう考えていいのか。企業の場合ですと、翌年にできるだけスピードを上げてできるものを反映していくというスタンスをとりますが、ここにある表現を見る限りは、翌年には間に合わず、翌々年になるのかなという感じがしました。

なお、最終的には政策の評価をするわけですから、実行責任者への評価に関しても連動しているのかどうかということも考えないとならないでしょう。政策評価の結果、実行責任者への評価はどう考えるのか。事業経営者の立場として評価という点を見ると、もう少し考えたほうがいいのかないかなと思いました。

**【階政務官】** 非常に包括的なお話をいただきましたけれども、最後の2つ、予算への反映の仕組みについて、すぐに反映されないのではないのかということ、それから、政策自体の評価だけではなくて、政策を遂行した責任者への評価もすべきではないかということについて、今の状況を教えていただけますか。

**【田中行政評価局長】** まず、1点目の私どもの出した所見の予算への反映でございますけれども、勧告を出してからその後の改善状況を半年後にとり、そのまた1年後にと先ほど申しましたが、勧告した時点で予算に反映すべきと思うものにつきましては、できるだけ予算に反映できるように主計局の各係と連絡をとり合っております。例えば、「雇用保険二事業」につきましては、1月20日に勧告をいたしましたけれども、この中で、22年度予算編成に活かせるのではないのかというものについては、取りまとめの過程で既に主計局とは連絡をとり合っており、反映するようにしております。課題によっていろいろな工夫をして、できるだけ直近の予算編成に反映できるようにと心得ているつもりでございます。

それから、2点目の話につきましては、直接評価をした人の問題について私どもから評価をするということはいたしておりませんが、その一方で政策評価自体は各省でやっていただくわけですが、政策評価をちゃんとやることを人事との関係でどう考えたらいいか。これは、実は大きな問題だと考えていまして、今回の一連の強化方策の中で各省とも相談してみたいと思っています。

**【福武顧問】** もう一点よろしいですか。ちょっとずれているかもしれませんが、「コンクリートから人へ」ということは、国民の視点に立つということだと思います。私は岡山の人間なのですけれども、省庁、独立行政法人の議論とは別に、地方自治体の効率化に関しては今回の中では多分反映されていないのですが、総務省、あるいは行政評価の機能としては、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるのかお聞きしたい。

というのは、国民に一番接している部分はやはり地方自治体ですよね。ですから、その自治体が本当に簡素で効率的で、しかも質もそれほど下げないようにするための評価をどのような形でやられているのか。ガイドラインのようなものを総務省が出しているのかどうか、あるいは地方自治体はどのようにされるのかということ、参考のためにお聞きしたい。

【田中行政評価局長】 十分なお答えではないかもしれませんが、私ども行政評価局の仕事は、ご指摘のとおり国の行政機関の業務についてのお話でございます。また、独立行政法人につきましては、政策評価・独立行政法人評価委員会の権限として評価の機能を持っておるということでございますので、地方自治体の仕事の自治事務には調査権限はないということでございます。

それでは自治体はどう政策評価なり見直しをやっているかということでございますけれども、例えば政策評価法を導入する際に、自治部局を通じて、地方の方でもこういう趣旨で政策評価をするような指導をされていると聞いていますし、地方の行政の仕組みにつきまして、監査部局のあり方であるとかレビューの仕方については、適宜、自治部局からご指導されているのではないかと考えています。

【渡辺副大臣】 総務省が地方自治体に対して助言、申し入れというか、何らかの意思を表すことができるものですから、例えば行政評価の中で地方自治体にも類推して同じようなことが行われている、あるいは地方にいろいろな問題があった場合には、当然、総務省から改善を前提として助言を発することができます。もしかしたら行政評価局がやっていることだけでは見過ごしていたり、あるいは見逃していたことも、今度は政務三役がしっかりグリップして、もし地方に対しても改善すべき点があるということが出てくれば、当然、政治主導で行おうと考えております。

【福武顧問】 新政権でちょっと私が気になるのは、道州制も含めた小さな政府、また、地方への権限を移譲するという論議が片方でされないと、今の省庁のままで効率化といったところで、十分な検討、審議、「抜本的な」という言葉には十分資するとは思えないのです。そのあたりのこともぜひ考慮していただく必要があると思います。

【渡辺副大臣】 その点について、地方自治体の例えば会計制度、あるいは監察制度についてはかなり厳しくしっかりやろうということは、地方行財政検討会議という別の会でやっていますし、地域主権で権限を渡し、財源を与える以上は、透明性と公開性が何よりも大事で、信頼性のある、誰が見ても恥ずかしくない財政にしないと。

この間も神奈川県でありましたけれども、地方にあって目が届かなくなるほど、どこかで裏金作りをしていたとか起きますので、公会計制度についても同じようにしっかりと我々がグリップしてやろうということで、別の検討会議で進めているところでございます。

【階政務官】 渡辺副大臣は自治部局も見ているらしいので、その点はしっかりやらせ

ていただきたいと思います。

【水島顧問】 2点あるんですけれども、1つは先ほどから出ている評価結果の基準なんですけど、実際に行政がきちんと機能しないときは大体3パターンあると思うんですけれども、1つは制度、仕組みそのものに問題があるとき、不作為が実際にあるとき、あとは本当に一生懸命やっているけれどもパワーの限界でできないときがあって、おそらく虐待の現場なんかだったら、今、仕組みはかなり改善されてきているけれども、圧倒的に頑張っているけれども力が追いつかないというところと、不作為とが混ざっているのではないかと私は思っております。

評価するときに、本当に最後の目標のところの数値だけは絶対に形になるものなので、虐待件数がどうかというところはぜひ見ていただきたいんですけれども、それと同時に、行政は人がやるものですから、どれほど現場の人が燃え尽きているかというところは見ていただかないといけません。それをメンタルヘルスという観点で見ていくと仰々しくなりますが、実際に調べるとうつ人が多いと思いますけれども、少なくともどれほどやりがいを感じられているとか、どれほど疲れを感じているとか、やってもやっても終わらないという感じをどれだけ持っているかというのを、ぜひ中核となっている関わる人たちについて何らかの形で評価していただけると。先ほどからご発言がありましたように、ただムチだけではなくて、きちんと褒めてもあげるといところにもつながっていくのかと思いますので、現場の人がきちんと働けなかったら、どんないい仕組みをつくっても絵に描いたモチになってしまいますので、ぜひ評価のときにはこちら側のところも視野に入れていただければと思います。

それからもう一つは、この場とは違うのかもしれないんですけれども、政治主導でやっていくときに縦割りのことが問題になりますが、ある施策を実施するときだけではなくて、実際に何かの施策を考える、データを集めるときに縦割りというのは相当弊害になっていて、例えば、政府がやっている自殺対策は偏っていると思っています。それはなぜかという、最初に情報を集めるときに、例えば、警察が持っている情報などをもっと使うことができれば、施策の立て方は変わってくるはずだと思っていますけれども、これらの情報が本来そのためのものではないということもあり、特に警察庁とかの壁は相当厚いようなんですが、このあたりはまさに政治主導でやらないとどうしようもないところなので。今日は評価の機能ですから、ちょっと違うのかもしれないんですけれども、実際に行政評価をしていくときにも、そもそも全く正確ではないデータ、あるいはある一部分だけのデータに基づいて作られた行政の施策がきちんと機能するわけがないわけですから、ぜひそこまで戻れるような、あるいは最初に考えるときのデータを集めるときに、きちんと縦割りを打破できるような形を作っていただけるといいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【階政務官】 どうもありがとうございました。今、児童虐待のお話も出ましたけれども、次

の議題の中でその話も出てくると思います。

それでは、次の議題ということで、行政評価局の調査のテーマということで皆様にご議論いただきたいと思います。それでは、まず説明をお願いいたします。

【田中行政評価局長】 先ほどご説明させていただきました、資料3の13ページをお開きください。

この資料は、従来、私ども行政評価局が直接やってまいりました調査のテーマ選定の考え方、視点を整理しているものでございます。書き出しに書いてありますように、内閣の重要方針を踏まえまして、先ほどご議論いただいておりますが、当局の調査の特性を活かしつつ、国民視点を徹底して、国民の関心の高いテーマを選定して、計画的、体系的、継続的にできればということでテーマ選定に当たっているわけでございます。

特性と申しましたのは、なかなか整理が難しいんですけれども、ご議論のためにとしまして、14ページになじみやすさの度合い、私どもが仕事をやっておりまして、私どもの力が発揮できる度合いと我々が思っているものというふうにご覧いただいたらよろしいかと思います。一番下は法律上対象になっていないものでございますけれども、下から上に上がるにつれてなじみやすいものというふうに整理いたしますと、全国的な規模での実態把握が有効なもので、各省のみではできないもの、府省横断的なものとか、特に第三者性が必要とされるものを中心にやっていくということではないかと考えております。

それから、先ほどからご議論もございましたが、政策評価と申しますのは、各省がまずもって政策立案の前提として義務付けられているわけでございますので、13ページの2つ目の「◎」にございますが、これをも踏まえながら政府部内の他のレビュー機能との整合性と申しますか、機能をよく見て重複しないように心懸けるほうが、政府全体の資源としては効率的ではないか。例えば、専ら会計処理の問題であるならば、やはり会計検査院が得意だと思いますし、それに加えて、適正性の判断とかこちらでやった方がよければやるということで、他のレビュー機能との整合的な効果発揮という視点も私どもは持っているつもりでございます。

政務官からお話いただきましたように、22年度に実施するテーマにつきましては、これから忌憚のないご議論をいただくということではございますけれども、先ほど保坂先生からご指摘いただきました資料6「御参考」は、私どもで先ほど申し上げましたような視点、段取りでもってこれまで準備を行ってきた調査テーマでございます。ご覧いただけますように、数字で①から⑦まで振ってございます。これらについては、実施したらどうかということで事務的に検討したものでございまして、その勉強の成果は7ページ以降に載せてございます。

7本載せておりますのは、先ほどから申し上げておりますように、標準的な調査の換算をいたしますと、体制からいけば通常年間12本程度やってまいりました。現在は年金の問題がございま

すので、6本程度ということでございます。6本程度の枠の中で、どうお役に立つようにテーマを選んでいくかということであろうかと思えます。そういうことで、詳細なご説明は、私どもが勉強したということだけでありますからご紹介いたしません。

ご覧いただいている1ページ目の欄外に、破線の枠囲みで「保育行政」、「社会資本の維持管理・更新」、「事故米不正転売問題等への対応状況」、「検査検定」、「資格認定等」、「法令遵守」と書いてございます。これは、当局におきますテーマ選定の検討とは別に、現在、総務省の中で問題提起をいただいているものということで、表題を掲示させていただいております。それから、水島先生がおっしゃった児童虐待につきましては、現在調査して取りまとめをしております。

【階政務官】 調査テーマについてざっと説明させていただきまして、今のところ行政評価局で考えているテーマが7本あって、いくつかは進行中ということによろしいんですね。進行中かどうかというのは、スケジュール表があったような気がするんですが、どこにありましたか。

【田中行政評価局長】 資料6の1ページ目の調査テーマでご覧いただきますと、③の「職員研修施設」は事業仕分けでも取り上げられておりますけれども、これについては、22年4月から詳細調査を実施するというを前提に、12月から概況調査をしております。それから、まさに先ほど指摘いただいた「児童虐待防止」につきましては、22年4月から調査を実施することを前提に、現在概況調査をやっているということでございます。

【階政務官】 資料4の4ページに、現在何をやっているかというのが出ておりますので、こちらを参考にいただければと思います。

それでは、お時間もあまりありませんので、ご意見をお願いいたします。

【田中委員】 調査に関する質問ではあるんですけども、その前の機能強化に関することも関連づけて、コメントと質問という形で1つずつさせていただければと思います。

政治主導という言葉が今も出ていましたけれども、私はすごく期待していて、政治のあり方も主導になりますが、そうであれば政策評価のあり方も政治主導であってほしいと思っています。そのためには、仕組みそのものをかなり変えていかななくてはいけないと思っています。なぜかといえば、府省で一生懸命に評価をしても、政治の判断で評価結果と違う判断をするためにPDCAが回らないことがあったり、今の法律では内閣で行っている政策は政策評価の対象にならないんですが、そこに政治主導の一番重要な政策があるということですので、そういう意味で、政策評価の仕組みなりを法律も含めて検討していく必要があるんだろうと思っていました。

その関連で調査なんですけど、今、国家戦略室がマニフェストの中から重点施策を選んでいるわけですけども、それと総務省が行う評価がどうデマケーションするのか、あるいは連携するのかというのがすごく肝心になってくると思います。そういう意味で、ここで選ばれている調査テーマが、国家戦略室で今後選んでいくであろう施策とどう連携するのかというところについて、

ぜひお聞かせいただきたい。

【階政務官】 今のお話は、政策達成目標明示制度というものに関わってくると思うんですが、まだあまり具体的なものは出ていないと思うんですけれども、何かこの点についてありますか。我々の調査テーマと政策達成目標明示制度について、どういうリンクをするのか。

【田中行政評価局長】 全体のお答えになりませんが、私どもの政策評価の仕事の強化方策の一つとして、資料3の4ページ目に、「成果志向の目標設定の推進」ということで、政務官からお話をいたしましたように、政策達成目標明示制度自体は国家戦略室で現在検討中で、その検討の過程に私どもも入れていただいて、いろいろと議論させていただいております。したがって、ここでいろいろと書いていますテーマ自体と、新しい制度との関係は直接にはございません。

それで、ここの2つ目にございますけれども、政策達成目標明示制度の達成目標というのをご議論されて、制度設計されようとしております。ここにもございますように、達成目標のもうちょっと下のレベルの政策体系を重点的に、これから政策評価をやったらどうかということを考えております。いずれにせよ、政策達成目標明示制度自体がまだ仕掛かり品でございますので、よく連携をとって体系的な評価ができるような方策を考えていきたいと思っています。

【郷原顧問】 行政評価の機能を抜本的に強化するというのであれば、聖域を設けないことが絶対に重要だと思うんです。今まで聖域と考えられていたような業務、先ほど防衛省の作戦業務は作戦の可否を評価することはできないという話がありましたけれども、それはもちろんそうなんです。例えば検察庁の業務で言えば、事件処理の可否は評価の対象にはならないと思いますが、どういうリソースをどういう業務に振り向けるかというのは、検察庁も行政ですから当然、行政評価の対象になるはずなんです。

そういう面で考えますと、資料4の4ページの「貸切バスの安全確保」という件について相談を受けたんですが、貸切バスについて重大な事故が発生して、違法行為が後を絶たない状況にあって、行政処分も行われているけれども、なかなか危険な状態が解消できない。そういう場合に、刑事告発を行って罰則適用をする必要があるのではないかとということが検討されています。

しかし、今までの行政と検察との関係から言いますと、罰則適用というのは行政からの告発ではほとんど行われていません。結局、事案の重大性、悪質性に応じて行政処分のレベル、最終的には罰則適用というものがシステムとして整っていないと、効果的、実効的な行政はできないはずなんです。罰則適用の部分は刑事司法の問題だということで、最初から聖域化してしまっているために、行政としての効率性・有効性という発想がないんです。

改めて、検察もそういう部分においては行政なわけです。個別の事件の処理は検察固有の業務ですけれども、どういう法分野に対してどういう体制で臨んでいるのか、実際にどういう実績を

上げているのか、そこできちんと行政庁との擦り合わせができているのかという観点から、行政としての評価をしていくことによって、かえって行政のリソースの効率化にもつながると思いますし、エンフォースメントの強化も図れるんじゃないか。そういったところにも、従来聖域と考えていた領域にやるべきことが含まれているんじゃないかと思います。

**【保坂顧問】** 今の郷原さんの意見と重なるんですが、いろいろな聖域があったかと思います。今のお話にあった検察庁も、過去には随意契約の調査を行ったそうですけれども、いわゆる調査活動費問題というのも過去に厳然と存在し、国会でも随分議論になっていました。

あるいは、今、外務省の在外公館の調査をされていると出ておりますけれども、実は国連という場を通してトラストファンド、信託基金という形で支出して積み上げると、一応預けてある状態になって、使われないで90%戻ってくる場合があるんです。そういう場合には国庫に返納しているということはほとんどなくて、流用が常だったという“預け”の問題と似ているんじゃないかと議論しました。例えば国連分担金は非常に多額に上りますけれども、外務省では2000年までかつてこれを全部FXとあって、円が高くなっていく局面で切り離しながら利ざやを稼いで、そのまま収入にしていたんです。

ところが、こういうことも含めて、国連という場に一回出すお金についてはあまり議論されたことがない、行政もチェックしたことがないという聖域もしっかりメスを入れるべきだと思いますし、裁判所が行政評価の対象になっているかどうかは知らないんですが、最高裁判所ももちろん判決そのものに立法府や行政府が何か言うというのは問題があるんですけれども、司法行政事務手続の点はチェックが必要です。27億円余りの裁判員広報費の契約のすべて契約書を作らないで、なあなあでやっていたというので、会計法違反の「国の契約は契約書を締結する」という最高裁判例を最高裁が自ら破ってしまったということで、会計検査院から異例の指摘を受けて、内部厳重注意で終わったというケースもあります。

ですから、かつて聖域となってきた部分についても、今は終わっているにしても、過去の問題がなぜ起こったのかということをしっかり精査する中で、これを起こしていかない構造に変えていくという部分の取り組みが必要なのではないかと思います。

**【階政務官】** 今、3人の方から共通して、従来型の行政評価では漏れていた部分について、我々が行政評価の対象とできないか検討してほしいという貴重なご意見が出ましたので、しっかり検討させていただきます。

**【渡辺副大臣】** 一言。この問題というか、テーマがいろいろ分散してしまって、まさに先ほど田中委員がおっしゃったみたいに、目的とするところがよく分からない。

それではいかなんのではないかと思っております、確かにどれも大事なんでしょうけれども、やりやすいテーマに最初に手をつけて、役所がやって自己満足で終わってはいけませんので、ま

さに聖域ではないけれども、私なんかは常々思っていることをここに付け加えたのが、下から2番目の「検査検定、資格認定等（利用者負担軽減等）」ですが、例えば車検制度は、制度はそのまま残すとしても、本当に車検制度があんなにコストがかかるものなのか。本当はもっと安くできるんじゃないか。昔、車検制度はもっと安くできるといろいろやった人たちがいましたけれども、結局これも天下りの温床で、相当高い車検費用を我々は負担せざるを得ない。

あるいは、検定とか資格認定はいっぱいあります。技能講習とか技能検定とか、中小零細企業の方々が資格を取らないと仕事をさせてもらえないから、財団法人〇〇協会のテキストを買わされて、高いお金を払って受講して、結果的にそんなものを何通りも受けさせられて、かなりコストがかかっている。これは全部天下りの温床になっている。

こういうものも含めるべきだと。確かに大変です。全省庁をやったらいくつあるか分かりませんと言うから、そんなのはやれと。そういうところにメスを入れなくて、やりやすいところに手をつけて、いかにもこうでしたと新聞発表して終わるようなのだったら、別に我々が政権をとった意味がないので、まさに国民の負担を減らす。「生活が第一」というのは負担を減らす。

官の利権になっていたようなことに対して我々はかなりのこだわりを持って、気がつかないところでちびちびと取られている官の悪しきシステムに我々はメスを入れなければいけないと思って、実は私はここに1つ付け加えたんですけれども、こういうことも含めて我々の理念を、聖域なく踏み込んでいきたいと思っています。事業仕分けも内閣府主導で始まるんでしょうが、我々としては、持てるツールを使って理想とするところに向かっていきたいと思っています。ありがとうございます。

**【八代顧問】** 私は長い間自民党にいましたので、行政評価機能の抜本的強化に向けたこの会議に非常に新鮮な思いで臨んでいまして、おそらく行政評価無機能時代がずっとあったのではないかと思いますので、各省庁がやりたい放題の形で肥満状況になっているだろうと思うんです。

例えば、私に関心を持っている福祉という分野でも、福祉と言えども至るところに福祉という言葉が各省庁から出てくるように、福祉の中にも非常に無駄が多いという現実があるわけです。それで食べている人たちもいて、それがいろいろな独法へつながったりしていて、非常に無駄な現実の中にあるんです。

しかし、こうして見ると、事件が起きて公になって、そこで行政評価という形が入っていくということではなくて、そういう以前の問題として行政評価をしていかないと、会計検査院のような役割はできないという部分もあるだろうと思いますので、そういう全体像の中で特に今どこにスポットを当ててやるべきか。民主党の考え方に沿うのも結構だと思いますが、その枠から外れた形であっても、とにかく今の肥大した何でもありの時代をスリム化していくには、事前の綿密な調査が必要だろうと私は思うんです。

そういう意味では、総花的にならないように、そしてポイントを絞って、例えばこの期間は独法をやる、この期間は外務省問題をやる、この期間は福祉の問題をやるというふうに分けて絞った形のほうが、行政評価としては非常に中身の濃いものになっていくのではないかと思いますので、何となく総花ではいろいろ分かるんだけど、各論に入ってくると、あれもこれもということではなかなか成果が上がらないような心配をするものですから、一言申し上げておきたいと思います。

【階政務官】 ありがとうございます。確かに問題が起きてからの調査では遅いということで、最近では事前評価にも取り組んでいるということですが、その点について。

【田中行政評価局長】 毎年テーマ選定で各省の行政を勉強しているつもりでございますので、何かしら大きな事故が起こりそうな制度だとか行政の運営の仕方があるのであれば、それこそテーマとして選んで取り組むということだろうと思っています。我々のテーマ選定のときの感度の問題ではないかなと思います。

それから、今、政務官からお話しいただきましたように、政策評価では政令で定めている4分野ではございますけれども、研究開発、公共事業など事前評価を各省に義務付けている分野がございまして。そういうものについては、各省のやった評価をこちらでチェックいたしますから、その種の議論があればチェック過程でも議論ができるんだろうと思っています。

【金本委員】 調査テーマに関して、特に具体的にどうこうという話ではないんですが、先ほど渡辺副大臣からもお話がありましたけれども、基本的に政策評価は意思決定者に役立つ情報を作るというのが目的でございまして、これまで日本の政策評価制度は政策評価部局ができて、政策評価のために政策評価をやるという嫌いがないでもなかったという感じがございまして。

したがって、調査テーマにつきましては、どういう意思決定に使うかということがあって初めて意味があると思いますので、それを念頭に置いてお考えいただきたいということでございまして。もちろん分析評価等は客観的、中立的なきちんとしたものでなければいけないんですけども、それを踏まえた良い政策意思決定ができるようにという視点でお考えいただければと思います。

【渡辺副大臣】 戦略性を持って、それを本当にやろうと思っています。ありがとうございます。

【水島顧問】 小さい素朴な疑問だけなんですけれども、これは鳩山首相の所信表明演説から作ったということなんです、一番みんなが注目している自殺防止みたいなのが採用されていない理由は何かあるのでしょうか。

(原口大臣入室)

【田中行政評価局長】 自殺の問題は、実は平成17年度に調査をやっていた関係で、資料6「御

参考」の3ページ目をご覧くださいと思います。

【水島顧問】 でも、平成17年というと5年前ですよ。

【田中行政評価局長】 先ほど申し上げた、年間12本、現状6本程度の枠の中でやっておりますので。

【水島顧問】 このときの評価の結果はあるんですね。

【田中行政評価局長】 それは後ほどお手元にお届けします。

【水島顧問】 ただ、そういう意味では、今回の新政権の最初の「いのちを守る」というところから始まっている話だということであれば、自民党政権時代の自殺対策を評価したので終わったからもういいですというのは、政治的インパクトがなさ過ぎるのではないかと。最も関心が集まっている領域だと思いますので、もう一度新しい目をお願いします。

【階政務官】 それも、一つのテーマの検討の候補として捉えさせていただきます。

【水島顧問】 お願いします。

【田辺委員】 私もいくつか全体的なコメントでございますけれども、1つは、評価は役に立たないと言われていたときに、一般的なロジックとしては、例えば評価に客観性がないから利用できないんだということを言われるわけですが、実際のところ、ロジックは逆でありまして、どう利用するか分からないからどういう評価をやっていいか分からないということになっているんだと思います。利用という観点から徹底的に詰めたほうが、おそらく評価機能を高めるためにはいいのではないかとということでございます。

例えば予算の編成に役立てるといいうときに、予算を削るであるとか、コストが合っているかどうか分からないというのは、今の政策評価の観点からは出てこないわけです。どこを削ればいいのか分からない。つまり、かなり大きな単位の施策の中でうまくいったかうまくいっていないかということは分かりますけれども、それをやるんだとしたら、もっと細かい単位の事業レベルに落としてどうやっているんだということを見ていかなければならない。ただ、それをやるとなると、評価にかかるコストが膨大になりますので、焦点を当ててこういう利用をするのだというのを政治主導で投げかけて、それに対応する形で評価のフレームを作っていくというのがあるべき姿なんだろうと思います。

2番目は、それと絡みなんですけれども、今までの政策評価は簡単に言うと行政官がやっている政策評価であります。そこに例えば政府全体でというのありませんし、各省の政務三役が評価結果に対してどういう責任をとるのかということも何も議論されていない。そこを抜いておいて評価するから、ある意味ではちまちました評価になってきたということです。そののところをどういう形で扱うのか。それから、逆に言うと、政務三役の方はこの評価に関して各省でどういう覚悟を持っていらっしゃるのかということ、全体で水準アップをしていただきたいという

こととございます。

具体的な調査テーマでありますけれども、先ほど金本委員からありましたように、どう利用するのか、意思決定者が何を使うのかというのが一番ポイントになると思います。その点では、最近、国会では最近見直し規定を法律の中に埋め込んでいるものがありますので、その見直しに役立てる。これは、期間がはっきり分かっていますので、それを目指していくつかのことをやっていただきたいと思います。

特に、行政評価局の評価に関していろいろ注文があるんだと思うんですけれども、よく調べています。どういうことを地方、現場においてやっているのかというのはかなりよく調べています。ただ、そこから出てくる結論に勢いが無いとは言いませんけれども、微修正で各省とやり合っ、ここまで言えるねということになりますので、それを何とかしていただきたいということです。

具体的に申し上げますと、今いただいた評価の検討資料の中で、何でこんなふうになるのかというところがいくつかありまして、資料3の7ページですけれども、事前準備をきちんとやって調査を実施するのは当たり前のことなんですが、タイムリーにやるためには、調査結果の取りまとめのところをもっと短縮して、きちんと弾を打てということです。簡単に言うと、各省で了解をとらない限りにおいては何も言わないという霞が関文化なのかもしれませんけれども、そうなると結局グズグズとなって時間が延びてしまう。これでタイミングを逸して、新聞の何面かを賑わす程度に終わりますので、そのタイミングと取りまとめのスピード感を両立できるような調査テーマを選んでいただければと思います。

【階政務官】 ありがとうございます。あと、最後にお一人だけ。

【郷原顧問】 1つだけ。大臣がいらしたので確認しておきたいんですが、確か大臣が各省庁の記者会見対応がきちんと開かれたものになっているかどうか、不合理に閉ざされたものでないかどうかということについても、行政評価の対象にするというご発言をされていたような記憶があるんですが、その点は今どうなっているんでしょうか。

【原口大臣】 指示をしています。

【階政務官】 それでは、そろそろお時間となってきましたので、ここで1回目の議論を終わりたいと思います。

それでは、最後に原口大臣からごあいさつをお願いします。

【原口大臣】 皆様、本当にありがとうございます。予算委員会が延びまして、大変貴重なこの会議に遅参しまして申しわけございません。本日は、本当にお忙しい中、顧問の皆様をはじめ委員の皆様にごうしてお集まりいただきまして、ありがとうございます。

評価の基準、「いのちを守る」新政権は何をやるかという、私なりの考えを冒頭お話しするのが大事だったと思いますが、残念なことに予算委員会の答弁で今になりました。2つのことをお願

いしたいと思っています。1つは、「いのちを守る」ための優先順位が何なのかということであり、つまり、新しいパラダイム、新しいダイナミズムにどのように今の行政が適応しているのかという評価の基準がとても大事だと思います。先ほど政務三役の責任ということがありました。まさに任期の間の評価そのものが、私たち自らの政策のパフォーマンスの責任そのものになるんだと思います。

少し具体的に申し上げますと、水島先生、あるいは八代先生とも一緒に障害者基本法、あるいは消費者基本法という法律を作らせていただきました。これは何かというと、例えば消費者基本法で考えてみると、それまでは消費者保護法と言っていました。先ほど行政官が作った評価とおっしゃいましたけれども、行政官の中に閉じるのではなくて、それまでは消費者保護、保護の対象は誰かということと国民、そして、保護の主体は誰かということと中央政府、あるいは官僚機構。どう考えたってこれはおかしいわけです。

八代先生や多くの皆様のお力で、それを逆転させました。例えば、消費者で言うと、健全な環境で自らの消費行動を選ぶ権利、教育を受ける権利、情報を開示してもらい権利など、消費者の権利を8つ書き込みました。つまり、行政評価の基準はまさにこの基本法の中にあるんだと思っています。この中にも書いていますけれども、国民の権利の側から見て行政のパフォーマンスが一体どうなのか、新たなパラダイムにどう適応してきているのか、説明責任、公開性、アウトカムをどのように国民に分かっていただくのかという視点をぜひ大事にさせていただきたいと思います。

2番目の大きな柱は、その結果として私たちがどれだけの国民との対話、国民の参加をこの中に入れられるかということになると思います。保坂顧問にチャイルドライン支援議連というのを作っていただいて、今までは行政がディテクトできていなかったものを政策としてされました。私は、単に今の法文や枠組みの中にあるものだけを評価してみたところで、新しい急激に動いていく時代にはマッチしないんだと思います。

先ほど郷原顧問から記者会見のオープン化のお話をされましたけれども、60年間同じ政権ですから、その中でたくさん間違っただけの当たり前があります。この当たり前を1つ1つ正していくこと。昨日の政務三役会議の中でも、例の検察の裏金について全部オープンにするように評価しなさいという話をいたしました。聖域なくしっかりとやっていく。郵政についても、目の前に亀井顧問がいらっしやいますけれども、今まで何があったのかという総括なしに次の政策はできないわけでございます。イタリアではタンジェントポリというものが起こりましたが、何も誰かを牢屋に入れたり、貶めたりなんていう気持ちはありません。しかし、今まで長い間やってきた間違っただけの方策、間違っただけの当たり前になっているものをここで割り出していきたい。

この2つのことを申し上げて、今日は後でメモを全部見させていただきます。遅れて参りまし

たけれども、瞬時に無限大のICT、福武顧問が新しい文化を中心としたものを作られています。もうパラダイムが変わっています。私たちは電子政府を作ろうと思っています。その中で、最後ですが、そこで働く法の執行者、行政官の皆様がやりがいと自らの能力をフルに活かして、国民の付託に公僕として仕えられるような行政評価にしていきたいと思います。

事業仕分けの中で、今回枝野さんが私のパートナーになってくれました。彼が行政刷新担当大臣です。事業仕分けの中で唯一仕分けられなかった、頑張りなさいと言われた。今度、総務省にここにいらっしゃる田中さんの銅像ができるのではないかとっていますが、頑張れと言われたのはここだけです。しかし、私がちょっと危惧を持っているのは、各省に何か不祥事があると、もともとコンプライアンスがなければいけなかったにも関わらず、焼け太りみたいに各省に作ろうとしていますので、そういったことについてもしっかりと目を届かせて、国民のための行政評価を進めさせていただきたいとお願い申し上げまして、ごあいさつと感謝にかえたいと思います。どうもありがとうございました。

**【階政務官】** それでは、本日の会議はこのあたりで終わりにしますが、資料2に今後の進め方について書かせていただいております。次回も活発なご議論をお願いしたいと思います。本日は、長時間貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。これで終わりにいたします。